

茨城県胃がん検診実施機関及び精密検査医療機関の登録に関する基準

第1 目的

市町村が胃がん検診を実施するうえで、県は、検診の精度を確保し、検診の効率及び効果の向上を図るために、検診実施機関及び精密検査医療機関の登録管理を行い、市町村の検診体制を支援する。

第2 定義

この基準の中で、登録検診機関とは、胃がん検診を行う検診実施機関のうち、県が検診能力等を調査検討したうえで登録した検診実施機関をいう。

また、登録精密検査医療機関とは、検診実施機関において「要精密検査」と判定された者に対して精密検査を行う精密検査医療機関のうち、県が精密検査能力等を調査検討したうえで登録した医療機関をいう。

第3 要件

1 登録検診機関

(1) 登録検診機関（集団検診機関）

登録検診機関（集団検診機関）は、次の要件を満たされなければならない。

ア 事務所の所在地を県内に有し、目的、事業内容が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益法人又は厚生農業協同組合連合会等の公的団体であること。

イ 茨城県胃がん検診実施指針の規定による検診業務が可能であり、かつ、胃がん集団検診の実績がある事が望ましい。

ウ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

(2) 登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）

登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）は、次の要件を満たされなければならない。

ア 当該施設の所在する地区医師会に胃がん検診読影管理委員会（胃部エックス線検査）が設置されていなければならない。

イ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

(3) 登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）

登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）は、次の要件を満たさなければならない。

い。

ア 原則として、当該施設の所在する地区医師会に胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）が設置されていなければならない。ただし、胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）の設置が困難な場合で、日本消化器がん検診総合認定医、日本消化器がん検診学会認定医又は日本消化器内視鏡学会専門医が2名以上勤務する医療機関において胃内視鏡検査を行う場合には、施設内での専門医による二重読影を胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）による内視鏡画像のチェックの代替方法とすることができる。

イ 胃内視鏡検査（組織診を含む）が実施できること。

ウ 当該施設において胃内視鏡検査に従事する医師は、次のいずれかの条件を満たす医師であること。

（ア）日本消化器がん検診総合認定医

（イ）日本消化器がん検診学会認定医

（ウ）日本消化器内視鏡学会専門医

（エ）日本消化器病学会専門医

（オ）診療又は検診に関わらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

（カ）（ア）から（オ）までの条件を満たす医師と同程度の経験及び技量を有すると胃内視鏡検診運営委員会が認めた医師

エ 当該施設において胃内視鏡検査に従事する医師は、胃がん部会が指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」その他消化器系学会、研究会、胃内視鏡検診運営委員会又は胃内視鏡読影管理委員会が主催する研修会（研修カリキュラムについては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017年度版」のVI.の10の表1に定める内容を含むものに限る。）に参加すること。

オ 当該施設において胃内視鏡検査に従事する医師は、胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）に定期的に参加し、二重読影を行う医師から指導や助言を受けることが望ましい。なお、アのただし書きに該当する場合は、胃内視鏡検査に従事する医師は、施設内での相互チェックを行うとともに、二重読影を行う専門医から指導や助言を受けることが望ましい。

カ 当該施設に自動内視鏡洗浄消毒装置を設置することが望ましい。

キ 胃内視鏡検査の結果、再検査となった者の追跡調査（「胃がん検診（内視鏡検査）結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」（胃がん検診実施指針様式第14号）の提出）に協力できること。

ク 発見患者の「手術・治療レポート」（胃がん検診実施指針様式第8号）等の収集に協力できること。

- ケ 胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）が行う内視鏡画像点検及び胃内視鏡検診運営委員会への偶発症報告等に協力できること。なお、アのただし書きに該当する場合は、当該実施医療機関（胃内視鏡検査）において行う内視鏡画像点検及び胃内視鏡検診運営委員会への偶発症報告等に協力できること。
- コ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

2 胃内視鏡検診運営委員会

胃内視鏡検査による医療機関検診を実施する市町村は、地区医師会、検診実施機関及び日本消化器がん検診総合認定医等の専門医を含む胃内視鏡検診運営委員会を設置しなければならない。

なお、当該市町村の地区医師会単独の協力により胃内視鏡検診運営委員会を設置することが困難な場合、他市町村の地区医師会の協力を求めることにより連携して設置しても差し支えない。

3 胃がん検診読影管理委員会

(1) 胃がん検診読影管理委員会（胃部エックス線検査）

胃部エックス線検査による医療機関検診を実施する市町村の地区医師会は、次の要件を満たす医師によって構成する読影管理委員会を設置しなければならない。

ア 日本消化器がん検診総合認定医等の十分な経験を有する医師が確保されていること。

イ 胃がん部会の指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」その他消化器系学会、研究会に参加すること。

(2) 胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）

胃内視鏡検査による医療機関検診を実施する市町村の地区医師会は、次の要件を満たす医師によって構成する読影管理委員会を設置しなければならない。

なお、当該市町村の地区医師会単独で委員会を設置することが困難な場合、他の地区医師会と合同で設置又は他の地区医師会等に委託しても差し支えない。

また、1の(3)のアのただし書きに該当する場合は、次の要件を満たす医師によって二重読影を行うものとする。

ア 日本消化器がん検診総合認定医、日本消化器がん検診学会認定医又は日本消化器内視鏡学会専門医の資格を有する医師

イ 胃内視鏡検診運営委員会が二重読影を行うに足る技量があると認定した医師

ウ 胃がん部会の指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」その他消化器系学

会、研究会に参加すること。

4 登録精密検査医療機関

登録精密検査医療機関は、次の要件が満たされなければならない。

- (1) 胃内視鏡検査（組織診含む）が実施できること。
- (2) 精密検査結果の追跡調査（「胃がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」＜胃がん検診実施指針様式第5号＞の提出）に協力できること。
- (3) 発見患者の「手術・治療レポート」（胃がん検診実施指針様式第8号）等の収集に協力できること。
- (4) 胃がん部会が指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」その他消化器系学会、研究会、胃内視鏡検診運営委員会又は胃内視鏡読影管理委員会が主催する研修会（研修カリキュラムについては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017年度版」のVI.の10の表1に定める内容を含むものに限る。）に参加すること。
- (5) 胃がん部会が、精度管理のために画像の提出を求めたときは、プライバシーに配慮して提出に協力すること。

第4 手続き等

1 登録検診実施機関の申請

- (1) 登録検診機関（集団検診機関）

登録を希望する集団検診機関は、「胃がん検診登録検診機関（集団検診機関）登録申請書」（様式第1号）により茨城県知事あて申請を行う。
- (2) 登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）

ア 登録を希望する医療機関は、「胃がん検診登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）登録申請書」（様式第2号の1）により茨城県知事あて申請を行う。

イ 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「胃がん検診登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）登録更新申請書」（様式第3号の1）により茨城県知事あて申請を行う。
- (3) 登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）

ア 登録を希望する医療機関は、「胃がん検診登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）登録申請書」（様式第2号の2）により茨城県知事あて申請を行う。

イ 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「胃がん検診登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）登録更新申請書」（様式第3号の2）により茨城県知事あて申請を行う。

2 胃内視鏡検診運営委員会の申請

胃内視鏡検査による医療機関検診を実施する市町村は、「胃内視鏡検診運営委員会設置申請書」（様式第13号）により茨城県知事あて申請を行う。

3 胃がん検診読影管理委員会の申請

医療機関検診を希望する市町村の地区医師会又は検診実施機関は、「胃がん検診読影管理委員会（胃部エックス線検査）設置申請書」（様式第4号の1）又は「胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）設置申請書」（様式第4号の2）により茨城県知事あて申請を行う。

4 登録精密検査医療機関の申請

- (1) 登録を希望する精密検査医療機関は、「胃がん検診登録精密検査医療機関登録申請書」（様式第5号）により茨城県知事あて申請を行う。
- (2) 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「胃がん検診登録精密検査医療機関登録更新申請書」（様式第6号）により茨城県知事あて申請を行う。

5 審査及び決定

茨城県知事は、胃がん部会が登録要件を調査検討した結果に基づき、登録検診機関、登録精密検査医療機関、胃内視鏡検診運営委員会及び胃がん検診読影管理委員会としてそれぞれ登録決定を行い、申請者にその旨を通知する。

6 届出

(1) 変更届

ア 登録検診機関及び登録精密検査医療機関は、申請機関の住所、名称、代表者名及び登録要件に係る事項に変更が生じた場合は、下記の変更届により茨城県知事あて届出を行う。

(ア) 登録検診機関（集団検診機関）：「胃がん検診登録検診機関（集団検診機関）変更届」（様式第7号）

(イ) 登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）及び登録検診機関（胃内視鏡検査医療機関）：「胃がん検診登録検診機関（医療機関）変更届」（様式第8号）

(ウ) 登録精密検査医療機関：「胃がん検診登録精密検査医療機関変更届」（様式第9号）

イ 胃内視鏡検診運営委員会は、申請事項に変更が生じた場合は、「胃内視鏡検診運営委員会変更届」（様式第14号）により茨城県知事あて届出を行う。

ウ 読影管理委員会（胃部エックス線検査）及び読影管理委員会（胃内視鏡検査）は、申請事項に変更が生じた場合は、「胃がん検診読影管理委員会変更届」（様式

第 10 号) により茨城県知事あて届出を行う。

エ 登録検診機関（集団検診機関）は、胃部集団検診用エックス線装置及び関連機器に変更が生じた場合は、「胃部集団検診用エックス線装置及び関連機器変更届」（様式第 11 号）により茨城県知事あて届出を行う。

(2) 登録抹消届

登録検診機関、登録精密検査医療機関、胃内視鏡検診運営委員会又は読影管理委員会が、その業務を廃止又は登録の取り消しを希望する場合は、「胃がん検診登録抹消届」（様式第 12 号）により茨城県知事あて届出を行う。

第 5 取り消し

茨城県知事は、次のいずれかに該当する登録検診機関、登録精密検査医療機関、胃内視鏡検診運営委員会又は読影管理委員会について、胃がん部会の意見を聴取したうえで、登録を取り消すことができる。

- 1 登録の要件が満たされなくなったとき。
- 2 その他、登録検診機関、登録精密検査医療機関、胃内視鏡検診運営委員会又は読影管理委員会として不適切と認められるとき。

第 6 基準の改正

本基準を改正するときは、胃がん部会の意見を聴取したうえで決定する。

付則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

付則

- 1 この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に「茨城県胃がん検診実施要領」及び「老人保健法に基づく胃がん検診実施機関の登録に関する要綱」に基づいて登録されている検診実施機関、読影管理委員会及び精密検査医療機関は、この基準に基づいて、登録検診機関、読影管理委員会又は登録精密検査医療機関として登録がなされているものとみなす。
- 3 前項の規定により登録されているものとされた精密検査医療機関に係る登録期間は、「茨城県胃がん検診実施要領」において登録された日から 3 年間とする。
- 4 第 2 項の規定により登録されているものとされた検診実施機関（医療機関）に係る登録期間は、この基準の実施日から 3 年間とする。

付則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付則

- 1 この基準は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に改正前の基準に基づき登録されている又はこの基準の実施の日から登録される登録検診機関（医療機関）に係る第 3（要件）の規定の適応については、改正後の第 3（要件）の登録検診機関（胃部エックス線検査医療機関）として登録されているものとみなす。
- 3 この基準の実施の際、現に改正前の基準に基づき登録されている胃がん検診読影管理委員会に係る第 3（要件）の規定の適応については、改正後の第 3（要件）の胃がん検診読影管理委員会（胃部エックス線検査）として登録されているものとみなす。

付則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。